

放送大学学園危機管理委員会規程

平成24年4月17日
放送大学学園規程第1号

改正 平成25年3月5日、平成29年3月28日、
令和6年4月9日

(設置)

第1条 放送大学学園危機管理規則（平成24年3月22日放送大学学園規則第1号）第6条第2項の規定に基づき、放送大学学園危機管理委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 全学的な危機管理マニュアルの作成、見直し及び周知に関すること。
- 二 教職員の危機意識向上のための研修・訓練の実施に関すること。
- 三 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- 四 その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 常勤の理事（理事長及び学長を除く。）及び副学長
- 二 附属図書館長
- 三 次世代教育研究開発センター長
- 四 事務局長
- 五 部長
- 六 参事役
- 七 その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、総務担当の理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、総務部総務課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月17日から施行する。

附 則（平成25年3月5日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月9日）

この規程は、令和6年4月9日から施行し、令和6年4月1日より適用する。